

遊漁船業者登録票

氏名又は名称	成川 輝栄羅
登録番号	三重 6331
登録の有効期間	令和 6 年 12 月 19 日から 令和 11 年 12 月 18 日まで
営業所の所在地	〒519-3206 三重県北牟婁郡紀北町海野 283-3
遊漁船の名称	忠盛丸
遊漁船業務 主任者の名称	成川 輝栄羅
損害賠償措置の 保険期間	令和 8 年 6 月 1 日から 令和 9 年 5 月 31 日まで

登録番号		氏名又は名称	
作成日	/ /	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表4 (全 / 枚の / 枚目) 遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

整理番号		
遊漁船の名称	忠盛丸	
船舶番号、 漁船登録番号等	第252-10369 ^B MF 2-6210	
総トン数	5.48 トン	トン
長さ	10.68 m	m
旅客定員又は 利用定員	7 人	人
航行区域 (該当に○)	() 平水 () 限定沿海 () 沿海 (Q) 遠洋、近海	() 平水 () 限定沿海 () 沿海 () 遠洋、近海
遊漁船の使用状況 (該当に○)	() 遊漁船専用 (Q) 漁船と兼用 () 他使用と兼用	() 遊漁船専用 () 漁船と兼用 () 他使用と兼用
遊漁船の記載状況 (該当に○)	(Q) 単独記載 () 重複記載	() 単独記載 () 重複記載
船舶の所有状況 (該当に○)	(Q) 自己所有船舶 () 他者所有船舶	() 自己所有船舶 () 他者所有船舶
通信設備の状況 (該当に○)	() 業務用無線 () 衛星電話 (O) その他 (VHF デンク)	() 業務用無線 () 衛星電話 () その他 ()
救命設備の状況 (該当に○)	() 改良型救命いかだ () EPIRB (非常用位置等発信装置) () AIS (船舶自動識別装置) () その他 ()	() 改良型救命いかだ () EPIRB (非常用位置等発信装置) () AIS (船舶自動識別装置) () その他 ()
業務形態 主たる業務: ◎ その他全て: ○	(Q) 船釣り () 瀬渡し () その他 ()	() 船釣り () 瀬渡し () その他 ()
重複記載している 場合の事由	() 多客期にチャーターする ため () その他 ()	() 多客期にチャーターする ため () その他 ()

登録番号		氏名又は名称	
作成日	／／	変更日	1: ／／ 2: ／／ 3: ／／

別表6 安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。

○一般的事項

- ・ 出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。
- ・ 航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。
- ・ 航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します。
- ・ 乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船舶の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ。）を着用します。
- ・ 乗船中は、船室内にいる場合を除き、利用者に常に救命胴衣を着用させます。
- ・ 12歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。
- ・ 利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、河川域、防波堤、定置網、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる場所について、別添にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行います。
- ・ 航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。
- ・ 随時、気象や海象等に関する情報収集を行い、気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴衣を着用させます。
- ・ その他（ ）

○船釣りをする場合

- ・ 利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。

○瀬渡しをする場合

- ・ 利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します。
- ・ 磯等において、利用者には常に国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用させます。
- ・ 磯等において採捕を終了した利用者を収容し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。

○体験漁業（観光定置、観光底びき等）をする場合

- ・ 利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないよう安全に操業します。

別添

利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における特に危険と認められる場所（該当箇所を記入）

岩 場	
浅 瀬	アト島 リサバル島
河川域	
防波堤	
定置網	
養殖施設	
その他	

自船の位置及び設定した航路の航行並びに避険線に基づいた航行の確認方法

GPS, 魚群探知機, 目視

登録番号		氏名又は名称	
作成日	/ /	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表7 出航中止基準及び帰航基準

出航中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。（該当に○）
☒ 単独の判断	出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。 ☒ 海上警報（風、霧等）、波浪警報、津波警報・注意報の発令中 出航地の波高 <u>4</u> m 以上 出航地の風速 <u>15</u> m/s 以上 出航地の視程 <u>100</u> m 未満 ・落雷のおそれがあるとき ・事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき ・その他（ ）
☐ 団体による判断	出航中止の判断は、以下のとおり行います。 ①出航中止を判断する団体名 _____ ②上記団体の代表者、連絡先 代表者 _____ 連絡先 _____ ③団体の構成員の氏名又は名称及び 登録番号 別紙1のとおり ④出航中止の判断の方法 別紙2のとおり
帰航基準	案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。 ☒ 海上警報（風、霧等）、波浪警報の発令 漁場における波高 <u>4</u> m 以上 漁場における風速 <u>15</u> m/s 以上 漁場における視程 <u>100</u> m 未満 ☒ 利用者に急病人やケガ人が出たとき ☒ 落雷のおそれがあるとき ☒ 上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき ・その他（ ）

登録番号		氏名又は名称	
作成日	／／	変更日	1: ／／ 2: ／／ 3: ／／

別表10 情報を収集すべき事項

(1) 利用者の安全の確保に必要な情報	出航地における波高、風速、視程
	出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報
	水路通報、気象・津波・海上警報等の情報
	乗船する利用者数 (12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数)
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における安全確保に関する情報
(2) 漁場の安定的な利用関係の確保に必要な情報	立入禁止区域に関する情報
	法第16条に基づき利用者に周知する必要がある「案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容」について、当該漁場を管轄している都道府県知事が提供している情報
	漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している情報
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における漁場の安定的な利用に関する情報

登録番号		氏名又は名称	
作成日	/ /	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表11 安全の確保のため周知すべき内容及び方法

周知の方法 (該当に○)	(○) 遊漁船に周知内容を掲示する。 () 遊漁船の乗船前に書面を配布、回覧する。 () 営業所のモニター又はタブレット端末等の機器で視聴してもらう (ウェブサイトにも周知事項をまとめた動画などの視聴等を含む)。
周知する内容	○一般的事項 ・ 出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと ・ 遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと ・ 航行中、波の影響により船体が動揺することがあるときは、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること ・ 天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと ・ 救命胴衣等の救命設備の保管場所及び使用方法 ・ 落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法 ・ 落水者の発生等、非常時の場合における他の利用者への救助協力 ・ 乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの）を着用すること ・ その他（ ） ○瀬渡しの場合 ・ 瀬渡し中及び磯等の上においては国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用すること ・ 磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連絡方法 ・ その他（ ）
漁場において 口頭で説明 する	○一般的事項 ・ 案内する漁場において注意すべき事項 (自由記載(必須) 大波注意) ・ その他（ ） ○瀬渡しの場合 ・ 磯等からの帰航時間 ・ 磯等で天候が急変した場合における避難場所 ・ 安全管理の手法（定期巡回、携帯電話等での連絡） ・ 船から磯、磯から船に渡る際に注意すべき事項 (自由記載(必須)) ・ その他（ ）

登録番号			氏名又は名称			
作成日	/ /	変更日	1: / /	2: / /	3: / /	

別表12 公表する情報（様式例）

損害賠償保険について公表する情報

船名	利用者1人当たりの 填補限度額	利用定員又は 旅客定員	契約期間

業務改善命令について公表する情報

事業者名	
命令を受けた日	
命令を受けた理由	
命令の内容	
命令を受けて講じた（講じようとする） 措置	

利用者の皆様に守っていただきたいこと

○一般的事項

- ・ 出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従ってください。
- ・ 遊漁船の航行中は、むやみに立ち歩かないでください。
- ・ 航行中、波の影響により船体が動揺することがあるときは、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船してください。
- ・ 天候急変時の帰航決定については、船長の指示に従ってください。
- ・ 救命胴衣等の救命設備の保管場所及び使用方法を確認してください。
- ・ 落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法を確認してください。
- ・ 落水者の発生等、非常時の場合における他の利用者への救助協力
- ・ 乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣（桜マーク付きのライフジャケット）を着用してください。
- ・ 案内する漁場においては、次のことに注意してください。

（自由記載（必須）

大波注意

）

・ （

）

○瀬渡しの場合

- ・ 瀬渡し中及び磯等の上においては、桜マーク付きと同等以上の性能を有する救命胴衣を着用してください。
 - ・ 磯等で緊急事態が発生した場合には、次の番号に連絡してください。
- （ - - ）
- ・ 磯等からの帰航時間は（ : ）です
 - ・ 磯等で天候が急変した場合における避難場所は、（ ）です。
 - ・ 安全確保のため、（ ）時間ごとに定期巡回（携帯電話等で連絡）しますので、返答をお願いします。
 - ・ 船から磯、磯から船に渡る際には、次のことに注意してください。

（自由記載（必須）

）

・ （

）

案内する漁場における関係法令等に基づく水産動植物の採捕の制限 ・ 禁止及び漁場の使用の制限の内容

■三重県漁業調整規則

全長15cm以下のぶりの採捕禁止

■三重海区漁業調整委員会指示

1. 遊漁のまき餌釣り等禁止

- ①区画漁業権漁場（藻類養殖漁場を除く）内
- ②紀北町地先 大島周辺、小エスキ島周辺、後島周辺
- ③熊野市地先 共同漁業県内全域
- ④御浜町地先 阿田和地先定置網周辺他

2. 定置漁業の保護区域での遊漁禁止

■太平洋広域漁業調整委員会指示

遊漁によるくろまぐろの採捕

①30kg未満の小型魚の採捕禁止

- ・意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

②30kg以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告

- ・1人1日あたり1尾を超えて大型魚を保持してはならない。
- ・大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。
- ・大型魚を採捕した場合は、陸揚げした日から3日以内に重量や採捕した海域等を水産庁に報告しなければならない。

③大型魚の採捕数量が資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認められる場合は採捕を禁止

- ・大型魚の採捕が禁止された期間中は、大型魚を採捕してはならない。
- ・意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

■漁業法

三重県の海岸のほぼ全域に共同漁業権が免許されています。

あさり・あわび・かきなどの貝類、ひじき・ひろめなどの海藻類、たこやいせえび等の磯根資源は、漁業権対象魚種となっており、勝手に採捕すると密漁となります。

●上記に基づき、以下の対応を取ります。

- ・三重海区漁業調整委員会の指示によって定められた水産動植物の採捕禁止区域には、案内しません。
- ・大きさの制限以下の水産動植物や採捕禁止となっている水産動植物が相当程度採捕された場合は、漁場の位置を変更します。

※タグ付けされた水産動植物など国や地方公共団体等による採捕調査への報告について、ご協力をお願いします。